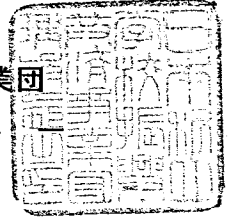


平成 2 3 年 9 月 2 6 日

学校法人等代表者 殿

日本私立学校振興・共済事業団

理事長 河田 悌



平成 2 3 年台風 1 2 号による被災に係る共済事務の取扱いについて

平素から、私学事業団の共済業務につきましては、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたびの平成 2 3 年台風 1 2 号により、被災された皆様に衷心よりお見舞い申し上げます。

当事業団は、被災された加入者及び被扶養者の皆様方並びに学校法人等に対し、各種書類の提出期限・掛金及び償還金等の納付期限の猶予等の特例措置をとることといたしましたので、加入者及び被扶養者の皆様方への周知をお願いします。

また、被災により加入者証等を紛失又は破損された方への再発行を行っておりますので、手続きをされますようお願いいたします。

なお、具体的な事務の取扱いについては、以下の内容をご参照ください。

記

1 資格関係〔問い合わせ先：業務部資格課〕

(1) 資格事項に関する各種異動報告書及び届出書等については、提出期限が定められていますが、それぞれ提出期限を 6 ヶ月間延長します。

提出期限後に提出する場合は、平成 2 3 年台風 1 2 号によって提出が遅れた旨お申し出ください。

(2) 被災された加入者からの加入者証又は加入者被扶養者証の再交付、年金加入期間確認通知書若しくは資格証明書の交付の依頼については、電話等の申出でも本人確認のうえ受け付け、学校法人等へ送付します。

なお、任意継続加入者からの加入者証再交付等のお問い合わせ等については、資格課へご連絡いただくようお願いいたします。

(3) 被災学校法人等が、その事務連絡先を一時的に変更する場合は、電話等でもその申出を受付けます。

加入者証等がない場合でも病院・診療所で受診できます。

加入者証等の再交付が間に合わない場合でも、医療機関の窓口で次の事項を申告すれば受診できることになっています。なお、万一受診できなかった場合には、資格課又は短期給付課までご連絡ください。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 加入者の勤務先名
- ④ 私学共済の加入者又は被扶養者であること

2 短期給付関係〔問い合わせ先：業務部短期給付課〕

(1) 加入者又は被扶養者の住居や家財に損害を受けたときには、その損害の程度に応じて災害見舞金及び同付加金を支給します。

災害見舞金及び同付加金の請求は、「災害見舞金・災害見舞金付加金請求書」及び「災害状況明細書」に損害の程度を認定するため、り災証明が必要となります。

り災証明が受けられない場合又はり災証明の交付が後日になる場合でも、住居又は家財の損害程度が5分の1以上であることが明らかなきときは、り災証明に代えて「後日、り災証明書を提出する旨の加入者の口述書」を添付いただくことにより、暫定的に災害見舞金付加金を支給します。

(2) 加入者が、住居や家財又はその他の財産について著しい損害を受けたことにより、その生活が困難となった場合であって、病気やけが（職務上のものは除きます。）で医療機関等において診療を受けた場合、保険医療機関又は保険薬局に支払う一部負担金等については、私学事業団に申請することにより、免除を受けることができます。

詳細については、短期給付課までお問い合わせください。

3 災害見舞品関係〔問い合わせ先：福祉部保健課〕

短期給付の災害見舞金付加金の支給を受ける加入者には、災害見舞品に代えて現金3万円を支給します。

4 掛金関係〔問い合わせ先：業務部掛金課〕

被災に伴い掛金及び児童手当拠出金の納付ができない学校法人等については、申請により掛金及び児童手当拠出金の納付を猶予することができる場合があります。

詳細については、掛金課までお問い合わせください。

5 年金関係〔問い合わせ先：年金部〕

被災に伴い、年金証書を紛失又は破損若しくは年金関係の書類が提出できなくてお困りの方がいた場合は個別にご相談を承っておりますので、年金第一課又は年金第二課までご連絡いただくようお願いください。

6 貯金関係〔問い合わせ先：福祉部保健課〕

(1) 貯金の払戻しを希望する場合で、「積立貯金払戻請求書」がない場合は、任意の用紙に「積立貯金払戻請求書」と明記し、加入者番号、氏名、生年月日及び払戻金

額を記入し、積立貯金登録印を押印のうえ請求することができます。

なお、積立貯金登録印を紛失等により押印できない場合は他の印又は拇印でも受付けますが、この場合は、「積立貯金払戻請求書」に学校法人等代表者の確認印を押印してください。

また、任意の用紙により払戻しを行った場合は、後日所定の用紙に差し替えて頂きますのでご了承ください。

(2) 貯金の払戻しについて申出により緊急止むを得ないと判断された場合は、通常の払出日にかかわらず随時に払戻しを行うことができます。

詳細については、保健課までお問い合わせください。

7 積立共済年金関係〔問い合わせ先：福祉部保健課〕

(原則、災害救助法適用市町村に居住の方を対象とします。)

(1) 脱退一時金又は遺族一時金の請求をする場合、手続書類の緩和措置をとります。

(2) 積立共済年金の保険料の振替が3ヵ月できない場合は自動脱退の扱いとなりますが、平成23年8月分から平成24年1月分(1月6日振替分)までの保険料については、申出により平成24年3月6日に再振替を行います。

なお、この申出の締切りは平成24年1月31日までとなります。

詳細については、保健課までお問い合わせください。

8 共済定期保険関係〔問い合わせ先：福祉部保健課〕

(原則、災害救助法適用市町村に居住の方を対象とします。)

死亡保険金及び入院給付金を請求する場合、手続書類の緩和措置をとります。

詳細については、保健課までお問い合わせください。

9 貸付関係〔問い合わせ先：福祉部貸付課〕

(1) 定期償還期限の延長

全ての貸付(特殊住宅貸付を除きます。)について、償還中の借受人からの申出により、2年間を限度として定期償還期限を延長します。申出は、定期償還期限延長承認願(任意の書式)にり災証明書を添付し、災害発生日から起算して5ヵ月以内に申し出てください。

なお、定期償還期限延長期間中の利息は、特例利率年1.2%の固定利率とし、分割払い又は一括払いのいずれかを選択できます。

(2) 被災された加入者への貸付

① 特例住宅貸付

・ 貸付限度額 貸付申込時の退職手当の見込額に600万円を加えた額(ただし、その額が2,000万円を超えるときは2,000万円)

・ 貸付利率 年1.2%(固定利率です)

- ・添付書類 通常の住宅貸付の添付書類の他にり災証明書を添付してください。
- ・申込期間 災害発生日から起算して、3年以内とします。
- ・定期償還 償還中の借受人に準じて、借受人からの申出により、初回分の償還から、2年間を限度に定期償還期限を延長します。

② 特例災害貸付

- ・貸付限度額 標準給与の月額（62万円を限度）の6か月分（ただし、その額が200万円を超えるときは200万円）
- ・貸付利率 年1.2%（固定利率です）
- ・添付書類 り災証明書を添付してください。
- ・申込期間 災害発生日から起算して、1年以内とします。
- ・定期償還 償還中の借受人に準じて、借受人からの申出により、初回分の償還から、2年間を限度に定期償還期限を延長します。

※ 特例住宅貸付及び特例災害貸付を申し込む場合は、貸付申込書（様式第1号）の申込事由に「激甚災害」と記入してください。

※ 定期償還期限延長の申出（定期償還期限延長承認願）は、任意の書式ですが、借受人、所属校の印が必須です。また、ホームページからダウンロードが可能です。

※ り災証明書の入手が困難で用意できない場合、本人の理由書と同人が被災された旨の学校法人等の証明書（併記可）をご提出ください。任意の書式ですが、ホームページからダウンロードが可能です。

詳細については、福祉部貸付課までお問い合わせください。

10 宿泊施設関係〔問い合わせ先：施設部管理課〕

平成23年11月30日まで私学事業団の全宿泊施設（16施設）を被災された加入者（家族を含みます。）に提供することとし、利用料金につきましては、宿泊料は無料、食事代は自己負担とします。宿泊希望の場合は事前に宿泊施設への予約が必要となります。

以上の件につきましてご不明な点がございましたら、当事業団共済事業本部までお問い合わせください。

（お問い合わせ先）

日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

TEL 03-3813-5321（代表）

ホームページ <http://www.shigakukyosai.jp/>